

第 87 回

愛知県消費生活審議会会議録

2022 年 7 月 25 日
於 愛知県議会議事堂 5 階大会議室

愛知県県民文化局県民生活部県民生活課

目 次

会議録（要旨）	1
次 第	14
配布資料一覧	15

2022 年度第 1 回愛知県消費生活審議会 会議録

1 開会

○事務局（県民生活課長）

ただいまから、2022 年度第 1 回愛知県消費生活審議会を開催したいと存じます。
開会にあたりまして、判治県民生活部長から御挨拶を申し上げます。

2 挨拶

○判治県民生活部長

愛知県県民文化局県民生活部長の判治でございます。

本日はお忙しい中御出席をいただき、誠にありがとうございます。2022 年度第 1 回愛知県消費生活審議会の開催にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日の審議会は、4 月の委員改選後初めての開催となります。皆様にはこの度の委員の就任に御快諾いただきまして、改めて御礼を申し上げます。また、日頃から本県の消費生活行政の推進に格別の御協力と御支援を賜り、この場をお借りして深く感謝を申し上げます。

さて、近年、消費者を取り巻く環境は急速に変化しております。インターネット上では、いつでもどこでも商品やサービスを購入・利用できるなど、利便性が向上するとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、オンラインによる消費に一層関心が寄せられているところでございます。

また、高齢者の消費者被害が引き続き多数発生しております一方で、この 4 月から成年年齢が 18 歳に引き下げられたということによりまして、若年層の消費者被害の拡大が懸念されております。これにより、若者の消費者トラブルを未然に防止する取り組みの必要性が高まっているところでございます。

さらに、SDGs の達成に向け、人や社会、地域、環境に配慮した消費行動である「エシカル消費」を通じて、商品に対する理解を深め、持続可能な社会の形成に貢献する消費行動を実践していくことが求められております。

このため、本県では 2020 年 3 月に策定しました「あいち消費者安心プラン 2024」に基づき、「消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現」を目指し、150 項目にわたる様々な施策を、関係部局が連携して進めているところでございます。

本日の審議会では、このプランの 2021 年度実施状況につきまして、確認と評価を行っていただくとともに、今後の効果的な推進について御意見をいただくことになっております。また、本審議会は、消費者教育推進法第 20 条に基づく消費者教育推進地域協議会としても位置付けられておりますので、消費者教育・啓発事業の実施内容についても御報告させていただきます。委員の皆様には、それぞれ、御専門の立場から忌憚ない御意見をいただければと思っております。

本県といたしましては、今後とも、市町村や関係団体の方々と連携して、県民の皆様が

安全安心な消費生活を営むことができるよう、消費者行政を積極的に推進して参ります。引き続き皆様方の御支援、御協力をお願い申し上げまして、簡単でございますが私からの挨拶とさせていただきます。

○事務局（県民生活課長）

申し遅れましたが、私は県民生活課長の竹本でございます。会長が選出されるまで、私が進行を務めさせていただきます。

まず、審議会の開催にあたり、定足数の確認をさせていただきます。本日は17名の方に御出席をいただいております。これにより、審議会規則第4条第3項に基づく定足数を満たしておりますことを御報告させていただきます。

なお、本来ならば、委員の皆様様の御紹介をするべきところでございますが、御手元の配席図をもってこれに代えさせていただきますと存じます。

3 議事

(1) 会長の選出について

○事務局（県民生活課長）

それでは、議事に入らせていただきます。まず、議事(1)「会長の選出について」でございます。

今年度は任期満了による改選がございましたので、本審議会で改めて会長を選出する必要があります。愛知県消費生活審議会規則第3条によりますと、会長は委員の互選により決定することとなっております。この互選につきまして、委員の皆様様の御意見を頂戴したいと存じますが、いかがでしょうか。

○吉田委員

前回の審議会で会長を務められました、柳原委員にお願いすることでいかがでしょうか。

○事務局（県民生活課長）

ただいま柳原委員の御推薦がございましたが、御提案のとおり、柳原委員に会長をお願いさせていただくということによろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

ありがとうございます。

委員の皆様様の御承諾をいただきましたので、会長を柳原委員にお願いしたいと存じます。柳原委員は会長席へ移動をお願いします。

ここで、柳原会長に就任の御挨拶をお願いいたします。

○柳原会長

ただいま会長に選出されました、柳原光芳でございます。

皆様の御支援を賜り、この職責を全うすべく努力してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

本日の審議会では、「あいち消費者安心プラン2024」の2021年度実施状況等につきまして、委員の皆様から御意見をいただくこととしております。私たち消費者を取り巻く社会経済環境が変化を続ける中で、県民が安心できる消費生活を確保していくため、県には、プランに定めた施策を着実に推進していただく必要がございます。本審議会におきまして、しっかりと確認評価を行ってまいりたいと思います。

消費者行政の充実が強く求められる中、本審議会の果たす役割は一層重要になっております。どうか、委員の皆様におかれましては、忌憚のない御意見、御発言をいただきますようお願い申し上げます。

誠心誠意、職責を全うしたいと考えておりますので、委員の皆様のご格別の御支援、御協力をお願い申し上げます。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○事務局（県民生活課長）

ありがとうございました。

消費生活審議会規則第4条によりますと、審議会の議長は会長が行うこととされておりますので、以後の進行につきましては、柳原会長にお願いしたいと存じます。

(2) 会長代理の指名について

○議長（柳原会長）

それでは、ここから私が議長を務めさせていただきます。

まず、審議会運営要領第5に基づく会議録の署名につきましては、石附委員と山中委員にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

次に、議事(2)「会長代理の指名について」でございます。

愛知県消費生活審議会規則第3条によりますと、会長代理は会長が指名することとなっておりますので、私が指名させていただきます。

会長代理は、杉島委員にお願いしたいと存じます。杉島委員、どうぞよろしくお願いいたします。

○杉島委員

よろしくお願いいたします。

(3) 消費者苦情処理委員会委員長及び所属委員の指名について

○議長（柳原会長）

議事(3)「消費者苦情処理委員会委員長及び所属委員の指名について」でございます。

当委員会は、県民の消費生活の安定及び向上に関する条例第 18 条の規定により、消費者苦情に係るあっせん又は調整を行う当審議会の内部組織でございます。愛知県消費生活審議会規則第 6 条によりますと、消費者苦情処理委員会委員長及び所属委員につきましては、会長が指名することとなっております。

委員会の性格等を考慮し、委員長には、弁護士の石川委員を指名させていただきたいと思っております。委員につきましては、犬塚委員、渡辺委員、杉島委員、平野委員を指名させていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

事務局は、後ほど消費者苦情処理委員会の所属委員名簿を配布してください。よろしくお願ひいたします。

(4)「あいち消費者安心プラン 2024」の実施状況の確認・評価について

○議長（柳原会長）

次は、議事(4)「『あいち消費者安心プラン 2024』の実施状況の確認・評価について」でございます。

2021 年度の実施状況につきまして、事務局から説明をいただき、その後委員の皆様方から御意見をいただきたいと思っております。

なお、本プランは、消費者教育推進法第 10 条に基づく、消費者教育推進計画を含んでおりますので、主体性のある消費者の育成という観点からの御意見もお願ひいたします。

それでは事務局から説明をお願ひいたします。

○事務局（鈴木課長補佐）

（資料 1 に基づき説明）

○議長（柳原会長）

ありがとうございました。

ただいまの説明に関しまして、御意見・御質問がございましたら、お願ひいたします。

○加藤（昭）委員

愛知県生活協同組合連合会の加藤です。

皆さんが努力して、いろいろな結果を出して、大変頑張っているということを改めて感じました。大変恐縮ですが、目標 1 の「消費者被害の救済・未然防止の強化」について、消費生活の安心・安全の確保ができたのか分からないまま、実績として評価されていることに対して違和感があります。例えば、我々も、「何としても学生を守るぞ」という気持ちで、大学生協において、名古屋大学や名古屋工業大学の方を中心に、徹底的に愛知県が作ったいろいろなものを学生に見せるということを取り組みましたが、その結果が出たのかよく分かりません。また、豊田市と一緒にいろいろな活動をやっていますが、その結果もよく分かりません。一つ一つの活動は大事だとは思いますが、クリオ通信等を見るとやはり詐欺が多いといった現状があるわけで、根本にある目標に対して前年度と比べて悪

くなったのか良くなったかということ、検証しないままの進め方で良いのかということはどうしても疑問です。私だけの意見かもしれませんが、結論がどうだったのかを教えてくださいたいです。

○事務局（県民生活課長）

果たして消費者被害の救済・未然防止の強化が図れたのかを補足すべきではないかという御意見ですが、加藤委員には、昨年度も同趣旨の御意見をいただいております、大変心苦しく思っているところでございます。消費生活センターや事業のPRを行ったり、先ほど申しましたように、若年層に対する啓発などを行っておりますが、我々がそれを結果として数値で確認しようと思いますと、消費生活相談件数の増減ぐらいしかなく、なかなか確認が難しいところではあります。結果的に消費生活相談件数が増えたから悪くなったという場合もありますが、消費生活センターの存在を知らなかった方に周知されたことによって相談が増える場合もございます。そのため、我々の啓発の結果が数値に表れているかを計測するのは非常に難しく、まずは相談件数という形で御報告させていただいているのが現状でございます。

○加藤（昭）委員

分かりました。是非努力してほしいです。去年今年は18歳未満の人がどうだったかという結果が出てこなければいけないのではないかという気がしますし、今後という意味では、物価高がどんどん続いて生活が苦しい方が増えたときの対応はどうするか、コロナが拡大して家に閉じこもる人が多いのかそれでも外に出してしまう人が多いのか、また、エシカル消費意識の高まりは環境に応じて変化するのでそれに対してどうするかというところは引き続き御検討いただきたいです。できるだけ結果を調べるということと、今後の環境変化に対してどうするかということだけは、是非お願いしたいという希望です。

○事務局（県民生活課長）

御意見ありがとうございました。我々の取組の結果をできるだけ把握しながら取り組んでまいりたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（柳原会長）

ありがとうございました。

ただいまの加藤委員の御意見は、過去との比較を明確にすることと、経済社会の変化に対して今後迅速な対応が必要ではないかという御意見だと認識しております。

○神谷委員

今日の御説明で、消費生活を守るために随分と施策がなされているということを知り、安心しました。

資料1-2の「施策実施状況」を見て、非常に感心しました。計画どおりに進んでいる

ものは150項目のうち110項目もあるということで、とても成果が上がっていると思ったわけですが、一つ気になったことが、この評価基準についてです。進捗率「70%」が基準になっていますが、この数値が変わってくると、評価もかなり変わってきてしまうと思います。こういった考え方で「70%」という基準を設けているのか、教えていただけたらと思います。

○事務局（県民生活課長）

評価基準を進捗率「70%」としていることが客観的に正しいのかといった趣旨の御質問だと思います。過去のことも調べて、明確な基準はないかもしれませんが、改めて正確な御返事させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○神谷委員

ありがとうございます。

○議長（柳原会長）

評価基準が進捗率「70%」とされている根拠については、後日御回答を差し上げたいと思います。

それでは引き続きまして、石川委員、お願いいたします。

○石川委員

先ほどの加藤委員の御意見には大変共感するところがあり、私もそういった感想を持っていますが、結果に関して数値で示すということは難しく、まず無理だと思います。例えば、「この施策によって、こういった事例があって、ここが改善された」というような具体例をいくつか挙げていただけると、「これだけ頑張っただけで、これは上手くいっている」と実感できるので、そういった観点での御報告も検討いただきたいということをお願いしたいと思います。

質問は2点です。1つ目は、高齢者等見守りネットワーク（消費者安全確保地域協議会）の関係です。累計人口カバー率74%ということで、かなり広がってきたということはよく分かりました。各協議会が立ち上がった後、それぞれの協議会に対して、県としてどのようなフォローをしているのか、補足していただきたいです。上手くいっているのか、あるいは協議会を作ったものの形骸化してしまって動いていないなど重要な課題があるのかについて、教えていただきたいです。

2つ目は、私は弁護士ですのでその観点から伺います。資料1-2の目標1の事業番号6「支援弁護士制度の活用による支援」について、これは弁護士会と消費者委員会の方が各20名の名簿をお出しして、相談員等の相談に応じるといった施策です。県にも、名古屋市にも名簿をお出ししています。今回この結果を見ると、支援弁護士の活用は4件で評価Aになっているのに対して、名古屋市の場合だと4件どころでなく数十件単位で支援の相談が来ています。この件数はどこに原因があるのか疑問に思っています。施策として、

現場で頑張っている相談員のニーズに応えられているのかというところについて、御意見をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（柳原会長）

ありがとうございました。2点御質問をいただいておりますので、お願いいたします。

○事務局（県民生活課長）

まず1点目の、高齢者等見守りネットワークの活動状況につきまして、現在ではさらに設置が増え、26の市町で設置され、人口カバー率は77%という現状でございます。

設置数は増えている状況ですが、実際の活動としては、消費者や高齢者等の情報をネットワークの構成員の方が把握され、例えば消費生活センターにその個人情報を通じて直接つなぐことにより早期解決を図るとというのが最終的な目標であります。ただし、そういった事例は愛知県内を含め全国的にまだ少ない状況です。県内市町では消費者行政部門が見守りを行っている福祉部門等と会議体を立ち上げ、福祉部門等の方々にも消費者問題について理解を深めていただいているところが多く、被害に遭われている方に対して、御家族に連絡したり消費生活相談を受けるよう働きかける取組になろうかと思っております。まずはネットワークの構成員の方と情報共有し、消費者被害に対する関心を高めていただくというところから進めているというのが現状でございます。

○事務局（風岡担当課長）

2点目の支援弁護士制度につきまして、活用件数が4件ということですが、これは市町村の消費生活センターの活用状況でございます。弁護士会からも「気軽に御利用いただけるよう是非再度案内をお願いしたい」との御依頼を承りましたので、折りに触れて、年に複数回市町村へ御案内しております。その際に、弁護士会としても気軽に利用されたいという御意向も併せてお伝えしております。

活用件数が伸び悩む原因に関しては、資料1-2の取組①(1)「県消費生活総合センターの機能強化（地域における中核的相談機関）」の事業番号1「弁護士会との連携による解決困難事案の早期解決及び対応力の強化・向上」として、県では弁護士会に大変御世話になっておりました。面接相談や電話相談も多く活用させていただき、県の相談員はノウハウを蓄積させていただいております。事業番号5「市町村ホットライン 340回」とありますが、市町村の相談員が困難事案に遭遇したり疑問に思われたりしたときは、このホットラインを通じてまず、県の相談員にお問合せいただいております。ここで御回答をさせていただいて相談につなげているというような現状も多くございます。弁護士会の支援弁護士制度については大変心強く思っておりますので、市町村への周知も引き続き強化してまいりたいと思っております。

○石川委員

現場の相談員が困っているわけなので、できればその相談員の生の声を県としてお聞き

いただき、実態の把握や現場の相談員との課題共有等をしていただきたいということをお願いいたします。

もう一方の高齢者等の関係ですが、協議会を設置した後のフォローアップも可能な限りしていただいて、協議会としての機能の実態についても聞いていただけるとありがたいです。引き続き是非よろしくをお願いいたします。

○犬塚委員

全国消費生活相談員協会の犬塚と申します。私どもは県や市町村の消費生活センターで働く消費生活相談員の資格者団体でございます。よろしくお願いいたします。

資料1-2の目標1「消費者被害の救済・未然防止の強化」の部分で、2点質問させていただきたいと思います。

まず1点目が、消費生活相談員の人材不足についてです。最近、いろいろな自治体の相談員から「相談員を募集しても応募がない」、「なかなかふさわしい人がいない」といった声を聞くようになりました。人口の少ない自治体だけではなく、愛知県始め名古屋市、東三河広域連合といった大きな自治体でも消費生活相談員の人材確保に苦労していると伺っております。

実際、相談員のほとんどが50代以上で、この先、例えば10年後どうなっているのかということも危惧しています。これは全国的な課題ですので、消費者庁も2年前から「消費生活相談員担い手確保事業」を実施しており、今年度も1,600人に対して消費生活相談員資格試験の対策講座が無償で開催されています。国からは、令和2年度は800人中6人、令和3年度は1,600人中13名の方が相談員になられたと報告されていますが、割合でいえば1%未満ということで、非常に率が低いです。この事業は先着順で、自治体推薦も都道府県ごとの枠もありません。もしかしたら、都心部や企業で資格を取得する人に集中しているのではと推測されます。

以前、愛知県でも相談員養成講座を行っていたと思うのですが、新しい人材を発掘するために再度養成講座を開いてもらえないかという声も聞いています。このことについてのお考えを伺いたいです。

それからもう1点、先ほど判治部長からも「コロナ禍でオンラインに関心が寄せられている」とありましたように、消費生活相談員のデジタル化についてお伺いいたします。消費者庁から、「消費生活相談デジタル・トランスフォーメーションアクションプラン2022」において、全国消費生活情報ネットワークシステム「P I O-N E T」が2026年から大きく変わっていくと発表されました。相談者がネットを通じて24時間いつでも相談ができたり相談前にネットを見て自分で解決できたりするようなシステムが変わっていくこと、相談現場でも音声入力やマニュアル表示で省力化されて相談員が行うべき業務に集中できるよう相談現場の機能強化、自治体間の連携、相談員の遠隔相談やテレワーク等が挙げられています。「P I O-N E T」はこれまでも5年ごとに刷新されており、パソコンやプリンターに加え専用の通信網も全て国が用意していただきましたが、このアクションプランにおいては、各自治体で用意するようになると聞いています。そうすると、予算に

よって相談体制整備に格差が出てくるのではないかと懸念しております。「どこに住んでも質の高い相談・救済を受けられ、消費者の安全・安心が確保される地域体制を全国的に維持・拡充する」という国の目標が崩れてしまわないか不安になりました。そこで、国の交付金が活用できるのか定かではありませんが、各自治体が交付金を活用でき、自治体間の格差がなくなるよう、お願いしたいと思います。デジタル化の流れには逆らえませんが、是非、行政職員だけではなく、相談員の意見を広く聞き、順調に移行できるような働きかけをお願いします。消費生活相談員のデジタル化についてのお考えをお聞かせいただければと思います。

○事務局（風岡担当課長）

まず1点目の消費生活相談員の人材不足については、犬塚委員からお示しいただいたように、全国的にも課題になっています。国も本当に大きな課題と捉え、担い手確保事業を始めとして一昨年度から取組を進めております。県では、資料1-2の事業番号2「消費生活相談員人材バンク」を運営し、消費生活相談員資格を有しているものの相談員としては活動されていない方等を名簿にしており、現在の登録者は101名となっています。市町村から相談員の採用について御相談があると、名簿を資料提供しております。しかしながら、相談員の採用にはなかなか結びつかないということは伺います。先ほど、国の担い手確保事業を1,600名の方が受けられたという話もありましたが、昨年度の全国消費生活センター長会議の場で、その講座の折に、都道府県が行っている人材バンク登録制度について消費者庁や国民生活センターから周知いただくよう要望させていただき、国からも前向きな御回答をいただきました。

県でも相談員の養成講座をというお話でございましたが、現在、県ではキャリアアップ研修において消費生活相談員のスキルアップや基礎的な知識や心構えの取得なども実施しています。この研修は、人材バンク登録者の方にも昨年度から御案内をさせていただいております。人材不足は本当に課題だと考えておりますので、引き続き、策を練ってできることは全てやってまいりたいと考えております。

2点目の消費生活相談のデジタル化への対応について、こちらも犬塚委員にお示しいただきましたように、「P I O-N E T」という国が整備している仕組みの中で、国からパソコン等も配備いただき、相談内容を登録させていただいております。2026年度に向けてその仕組みが大きく変わる旨は我々も聞いております。ただ、先月の全国消費生活センター長会議では、消費者庁や国民生活センターにおいて検討を続けているとのことでした。詳細についてはまだはっきりと示されていませんが、都道府県が中心になって市町村と連携して相談を進めていくということと、先ほどの消費生活相談の人材不足というところにも関連しますが、全国どこにいても等しく消費生活相談が受けられる体制を整備していくと国から伺っております。国からの情報が入りましたら、市町村の皆様への御案内も進めてまいりますし、このような場でも情報共有をさせていただきたいと思っております。引き続き、国の動向につきましては注視をしてみたいと考えております。

○犬塚委員

人材不足について、県では、相談員養成講座についてはすぐに取り組む意向はないということですが、人材バンクの登録数があっても、現実には担い手がいない、実際に採用に至らないということなので、せめて「消費生活相談員担い手確保事業」で国に対して働きかけをお願いできればと思います。

また、デジタル化についても、予算がしっかりとれるように、働きかけをお願いできればと思います。

○事務局（風岡担当課長）

引き続き検討してまいります。ありがとうございました。

○議長（柳原会長）

ありがとうございました。それでは、吉田委員、お願いします。

○吉田委員

愛知消費者協会の吉田です。

資料1-4の政策目標4の「地域の見守り活動の充実」について、4-2「地域の見守り活動に消費生活協力員・協力団体を活用する市区町村の都道府県内人口カバー率50%以上」の目標に対して県の対応状況が7%と低い数値になっていますが、詳しい御説明をいただきたいと思います。先ほどの消費生活相談員の人材不足等に関連しますが、今ある地域の人材や団体の会員の活用に加え、自治会等の活用もあると思いますので、そういった人材活用についての今後の取組についてお伺いしたいです。

デジタル化が進む中、消費生活相談員の方が多様な相談について専門性を高めて対応していくことは非常に難しいと思います。また先ほど相談員が現在50代以上の方が多という話もありました。私からの御提案としては、専門へ上手にコーディネートしていただける人材というのも今後は必要になってくるのではないかと思いますので、お考えいただきたいと思います。県が今考えるこの「7%」に対する対応や対策について、今後の見通しも合わせてお伺いできればと思います。

○議長（柳原会長）

今いただきました御質問は、資料1-4の4-2に係る県の対応状況についての詳しい御説明と、先ほどの議論でもありましたが、今ある人材の活用やコーディネート人材の必要性について今後のお考えを示していただきたいという御質問です。

○事務局（県民生活課長）

コーディネート人材等につきましては是非必要であると考えておりまして、市町村に働きかけを行っているところでございます。先ほどの石川委員の御質問にも関連しますが、市町村において「消費生活協力員・協力団体」を設置し見守りの現場で活用するといった

ところまでは至っておりません。実際には、見守りネットワークと協力員・協力団体の役割がオーバーラップする部分あり、全国でも、見守りネットワークは進んでいる一方で、協力員・協力団体は達成率が比較的低い状況でございます。市町村において直接協力していただけるような方や事業者がもしいらっしゃれば個別に委嘱していただくようお願いしておりますが、現状では、県としては、まずは見守りネットワークの設置を進めていただけるよう、働きかけをしているところでございます。

○議長（柳原会長）

多くの御意見、御質問をいただいてまいりましたが、時間の都合上、ここで本議題につきましては終わらせていただきたいと思います。後ほど時間が余りましたら、改めて御意見、御質問を賜りたいと思います。

当審議会としまして進捗状況の確認を行ってまいりましたが、これまでの各委員の御意見を踏まえ、昨年度1年間の取組について、各施策は順調に実施されているということで、お認めいただけますでしょうか。

（異議なしの声あり）

ありがとうございます。それでは、そのように確認・評価をさせていただきます。

4 報告

(1) 2021年度の消費生活相談の概要について

(2) 2022年度愛知県消費者教育推進地域協議会における報告について

○議長（柳原会長）

続きまして、報告に移らせていただきます。

「2021年度の消費生活相談の概要」及び「2022年度愛知県消費者教育推進協議会における報告」でございます。

当審議会は、消費者教育の推進に関する法律第20条に基づき、消費者教育推進地域協議会としても位置付けられております。関連事業につきまして、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局（風岡担当課長）

（資料2、3に基づき説明）

○議長（柳原会長）

ただいまの説明に関しまして、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

○山中委員

愛知県小中学校長会からまいりました美浜町立河和小学校の山中です。

資料3で、SNSやゲームの課金などが課題になる中で、新規事業として、「小・中学校における消費者教育の支援強化」について御説明をいただきました。教材配布や実施が10月中旬以降とのことですが、どのような形で発信をしていただけるのか、もう少し詳しく教えていただけるとありがたいです。良いものは是非多くの学校で実践をしたいと思っております。

○事務局（風岡担当課長）

学校指導要領と照らし合わせて、8ページ程度の副教材となるようなものを、大学教授、消費者教育コーディネーター、金融広報アドバイザー、義務教育課の教員、消費生活相談員をメンバーとして、内容を検討しております。小学5年生と中学2年生ぐらいの年齢層をターゲットにした内容として作成をしておりますので、県内全ての小学5年生と中学2年生に行き渡るよう、人数分を各学校に配布させていただきたいと考えております。

また、実践的授業として外部講師の派遣についても御案内させていただこうと考えておりますので、是非御活用いただければと思っております。

さらに、先生方に直接使っていただけるような指導書も作成しております。完成次第御案内させていただきますので、是非よろしく申し上げます。

○平岩委員

中小企業団体中央会の平岩と申します。

資料3の1(3)「消費者教育コーディネーターの配置」について、調整役として1名配置とあります。こういった場所でどのように配置をされているのかお聞きしたいです。

○事務局（風岡担当課長）

消費者教育コーディネーターは、教員OBの方を、2019年から県民生活課の中に配置をしています。高校等における実践的授業や市民講座の申込みがありますと、そのコーディネートを担当させていただいております。また、学校現場等に赴いて講座の講師も務めています。

○平岩委員

主に県庁の中で仕事をしていらっしゃるということですね。資料3の1(2)「若年消費者教育推進支援事業（実践的授業）の実施」とあるとおり、幅広く取り組まれているということですが、各小・中学校などの現場に入って指導やコーディネートをすることも重要かと思っておりますので、より拡充していただければと思います。

○平野委員

弁護士の平野と申します。

昨今、SNSをきっかけにした消費者被害が拡大しているかと思いますが、県では、SNS対応の手口に着目した被害を集計なさっているのか、あるいは今後予定はありますか。

また、SNSをきっかけにした消費者被害に関しましては、相手方の特定が困難であるという問題がございます。消費生活相談の窓口において相手方を特定することが難しいことや、弁護士が介入して相手方を特定しようと思っても事業者の個人情報の提供も難しいことなどから、そもそも消費者被害として救済できないという側面があります。こういった側面を踏まえて、消費者被害の救済というものも大事ですが、啓発・予防という観点から、SNSに関する問題について例えば「副業を理由にした勧誘が増えている」等の啓発も県として大事かと思えます。手口自体の危険性に関する啓発といったことを今後、考えられる予定はあるかお尋ねしたいと思います。

○事務局（風岡担当課長）

1つ目の、SNSに特化した件数に関する御質問については、詳しい資料がないので、後日確認して御回答させていただきます。

2つ目の、SNSの被害救済とは別にその手口自体の危険性を啓発するということに関する御質問については、我々も被害の実態は確認をしております、毎年若者向けの消費者生活情報であります「あいち暮らしっく」の若者号において、トラブル事例として手口等を掲載する機会があります。今年度も発行する予定がございますので、その際の参考にさせていただきます。小・中学生向け教材についても、そういった部分に触れながら事例を入れる案も出ておりますので、いただいた御意見を参考にしながら、発信してまいりたいと考えております。

○議長（会長）

それでは、時間がまいりましたので、これにて終了させていただきたいと思えます。委員の皆様におかれましては、長時間にわたり御審議をいただき、誠にありがとうございました。進行を事務局にお返しいたします。

○事務局（県民生活課長）

ありがとうございます。

ここで、先ほどの消費者苦情処理委員会の所属委員の名簿を配布させていただきます。

（事務局職員 委員名簿配布）

○事務局（県民生活課長）

それでは、これをもちまして、第1回愛知県消費生活審議会を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。

2022 年度第 1 回 愛知県消費生活審議会 次第

日 時：2022 年 7 月 25 日（月）

午前 10 時から午前 11 時 30 分まで

場 所：愛知県議会議事堂 5 階 大会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

- (1) 会長の選出について
- (2) 会長代理の指名について
- (3) 消費者苦情処理委員会委員長及び委員会所属委員の指名について
- (4) 「あいち消費者安心プラン 2024」の実施状況の確認・評価について

4 報 告

- (1) 2021 年度の消費生活相談の概要について
- (2) 2022 年度愛知県消費者教育推進地域協議会における報告について

5 閉 会

2022 度第 1 回愛知県消費生活審議会 配布資料一覧

○ 次第

○ 配席図

○ 委員名簿

【資料 1 - 1】「あいち消費者安心プラン 2024」～2021 年度実施状況（概要）～

【資料 1 - 2】「あいち消費者安心プラン 2024」2021 年度実施状況一覧

【資料 1 - 3】「あいち消費者安心プラン 2024」数値目標等 《2021 年度実績》

【資料 1 - 4】「地方消費者行政強化作戦 2020」及び本県の対応

【資料 2】愛知県の消費生活相談の概要について

（あいちクリオ通信 No.408（2022 年 6 月発行））

【資料 3】2022 年度の消費者教育・啓発事業実施状況について

【資料 4 - 1】愛知県消費生活審議会規則

【資料 4 - 2】愛知県消費者教育推進地域協議会設置要綱

〈参考資料〉

- ・「あいち消費者安心プラン 2024」（冊子）
- ・「あいち消費者安心プラン 2024」概要版リーフレット
- ・愛知県消費生活総合センター、
愛知県県民相談・情報センター&県民相談室 案内リーフレット
- ・あいち暮らしっく No.154（2022 年 7 月発行）
- ・教員情報提供紙「あいち消費者教育レポート Vol.37」（2021 年 12 月発行）
- ・消費者教育・啓発用映像教材の御案内 2022
- ・消費者教育講師派遣のご案内
- ・啓発チラシ「2022 年 4 月 1 日から 18 歳で『大人』に！」
- ・啓発チラシ「エシカル消費ってなに？」
- ・エシカル消費クリアファイル